

ガス導管事業者の2018年度収支状況等の 事後評価について

第39回 料金審査専門会合
事務局提出資料

2020年1月21日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

資料の構成

1. 託送収支の状況

2. 追加的な分析・評価

- (1) 需要開拓費の分析
- (2) 二重導管離脱需要の分析

前回会合のご指摘事項について（託送収支の状況）

- 前回、ガス導管事業者の値下げの届出の内容や検討状況などについて確認すべきとのご意見をいただいた。
- ご指摘を踏まえ、超過利潤累積額が一定水準額を超えた事業者の料金値下げ届出の状況及び昨年度の事後評価で大きな超過利潤が発生した事業者のフォローアップについて状況を整理した。

委員等からの主なご指摘事項

- 一定水準を超えた事業者について、値下げしない場合、法令に基づいて変更命令が発動されるため当然値下げすると思うが、どの程度値下げすればいいのか。最低ラインはあるのか。
（華表委員）
- ガス導管事業者がどの程度値下げするのかについて、その検討の中身を教えてほしい。
（辰巳委員）
- 昨年度の事後評価において、大きな超過利潤が発生した事業者のうち複数社からは2020年4月までに値下げするとコミットがあったと思うが、状況はどうなっているのか。
（河野オブ）

超過利潤累積額が一定水準額を超えた事業者の料金値下げ届出について

- 2017年度収支または2018年度収支において超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者10社については、期日^{※1}までに値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長^{※2}の変更命令の対象となりうる。
- これら事業者のうち、2020年1月1日が期日とされていた、東部液化石油、新発田ガス及び松本ガスの3社については、所管の経済産業局長に対して、2020年1月1日を実施日とする託送供給約款の変更（料金値下げ）の届出が行われたため、その内容を確認した。

※1 2020年1月1日：東部液化石油、新発田ガス及び松本ガス

2020年4月1日：苫小牧ガス、仙南ガス、のしろエネルギーサービス、長南町、妙高市（妙高高原区域）、魚沼市及び筑後ガス圧送

※2 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。（ガス事業法第189条第4項）

＜ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（一般ガス導管事業者関連）＞

第二 処分の基準

（23） 法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合。ただし、次のいずれかに掲げる場合には、原則として該当しないものとする。

イ 当期超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第48条第2項において準用する同条第1項又は同条第6項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この（23）において「料金改定」という。）の認可申請又は届出がなされている場合。

ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の認可申請又は届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。）。

（中略）

超過利潤累積額が一定水準額を超えた事業者の収支分析

- 東部液化石油、新発田ガス及び松本ガスの3社について、2018年度収支で大きな超過利潤が発生した要因、新たな料金における需要及び原価の想定を確認したところ、以下のとおり。
- いずれの事業者も、収益増または費用減の要因は今後も継続する可能性が高いものであり、費用減のうち経営効率化分を除き、今般の料金改定に適切に織り込まれているべきもの。

事業者名	当期超過利潤額累積額 (百万円)	一定水準 (百万円)	営業収益に対する当期 超過利潤額の比率	収益 のずれ	費用 のずれ
東部液化石油	1	0	7.1%	-3.4%	-14.3%
新発田ガス	1,251	450	27.3%	47.8%	-10.1%
松本ガス	287	276	4.2%	11.6%	4.8%

事業者名	収益増と費用減の主な発生要因（事業者から聴取した情報をもとに事務局分析）	今後の見通し（事業者から聴取した情報をもとに事務局分析）
東部液化石油	費用減：経営効率化による比較査定対象NW費用（労務費）の減少に加え、事業者間精算料金表の変更に伴う事業者間精算費の減少によるもの	費用減：継続する可能性が高い
新発田ガス	収益増：相対的に単価の低い需要家の需要が減少し、相対的に単価の高い需要家の需要が増加したため 費用減：比較査定対象NW費用について、定年退職等による労務費の減少や委託作業費の支払が次年度にずれ込んだ影響	収益増：継続する可能性が高い 費用減：継続する可能性が高い
松本ガス	収益増：平成28年度の卸価格の改定により、需要の低下を見込んでいたが、影響が少なかったため	収益増：継続する可能性が高い

超過利潤累積額が一定水準額を超えた事業者の料金値下げ届出について

- 3社の旧料金（2019年12月まで）と新料金（2020年1月から）の需要及び原価の想定とその増減率を確認したところ、以下のとおり。
- まず、想定需要は、いずれの事業者も、最新の2019年度の実績見込も考慮された数字となっていると評価できる。
- 次に、想定原価は、東部液化石油及び新発田ガスについては、前項の2018年度収支での費用のずれと比較し、旧料金と新料金の想定原価の減少率が小さかった。このため、次項において、原価の値下げ原資の状況について確認した。

・ 3社の旧料金と新料金の需要想定及び原価想定と比較

事業者名	想定需要（千m ³ ）				想定原価（営業費用）（百万円）				旧料金と新料金の単価改定率（営業外費用等含む）	（参考）2018年度営業利益に対する当期超過利潤の比
	旧料金の3年平均(a)	（参考）2019年度実績需要	新料金の平均(b)	aとbの増減率	旧料金の3年平均(c)	（参考）2019年度実績費用	新料金の平均(d)	cとdの増減率		
東部液化石油	142	141	141	-0.70%	10	9	10	-0.07%	-2.08%	7.1%
新発田ガス	118,728	122,573	124,170	4.58%	2,136	2,050	2,128	-0.37%	-0.28%	27.3%
松本ガス	68,937	85,115	87,849	27.43%	2,252	2,359	2,249	-0.10%	-10.82%	4.2%

注1) 数字については、今後一部変更の可能性がある。2019年度実績需要及び費用は見込み。
注2) 新料金の想定について、新発田ガスは、原価算定期間1年の数値。東部液化石油、松本ガスは、原価算定期間の3年平均。
注3) 3社は2020年1月1日時点で小売料金の改定は実施していない。なお、東部液化石油及び新発田ガスについては、2018年度の会社全体のガス事業利益は託送部門の純利益を下回っている（東部液化石油：ガス事業全体約20万円、託送約100万円 新発田ガス：ガス事業全体約3億円、託送約10億円）。

超過利潤累積額が一定水準額を超えた事業者の料金値下げ届出について

- 今般届出のあった3社はいずれも、届出上限値方式を選択し、変更後の料金が算定されている。届出上限値方式は、経営効率化等によって生じた費用減の一部を料金引下げ原資とする方法で、その額は事業者が自らの経営判断で設定できることとされている。
- このため、3社が新たな想定原価を算定するにあたっては、基本的には、①超過利潤が一定水準を超過したことによる、省令の算定式により算出される超過利潤等の管理に基づく料金引下げ原資及び②届出上限値方式を採用したことによる、同方式に基づく料金引下げ原資の合計が還元されることとなる。
- このうち、①について、新発田ガス及び松本ガスは、省令上算定が免除される要件[※]を満たしているため、今回は還元が行われない（次回料金改定には反映される）。

※ガス事業託送供給約款料金算定規則第10条第1項の規定に基づき、当期内部留保相当額と還元義務額残高の合計が0となる事業者（≒託送供給関連設備（高圧・中圧導管）への累積の投資額が累積の超過利潤を上回っている事業者であって、これまで超過利潤累積額が一定水準を超えていなかった事業者）は、超過利潤等の管理に基づく料金引下げ原資の算定が免除されている。

・各社の託送供給約款の変更（料金値下げ）届出の概要

事業者名	今回届出の 料金引下げ 原資合計	（参考） 一定水準額 超過額		（参考） 旧料金と新料金 の単価改定率
		①超過利潤等の管理に 基づく料金引下げ原資 （省令の算定式により算出）	②届出上限値方式による 料金引下げ原資 （事業者が自ら設定）	
東部液化 石油	65万円	63万円	2万円	113万円 -2.08%
新発田ガス	781万円	—（※）	781万円	80,185万円 -0.28%
松本ガス	680万円	—（※）	680万円	1,147万円 -10.82%

注) 数字については、今後一部変更の可能性がある。

① 超過利潤等の管理に基づく料金引下げ原資の還元について

- 前述の①の超過利潤等の管理に基づく料金引下げ原資については、省令において、一定水準を超えた超過利潤のうち、経営効率化分と見なされるものを除いた額を還元すべきとされている。
- 他方、ガス事業においては、超過利潤は、料金引下げ原資のほか、インフラ整備に充当することは適当であると整理されており、超過利潤の還元の特例として、託送供給関連設備（高圧・中圧導管）への累積の投資額が、累積の超過利潤を上回っているうちは、基本的には還元を行わずによいこととなっている。
- このため、新発田ガス及び松本ガスはこの条件を満たしていることから、今回の値下げ届出では①の還元は行われず（次回料金改定には反映される）。

【参考 1】超過利潤等の管理に基づく料金引下げ原資の算定方法（料金算定規則第10条第3項）

還元額（料金引下げ原資）＝ [一定水準超過額 × （1－経営効率化比率）＋ 還元義務額残高] ÷ 5 × 原価算定期間

【参考 2】総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会中間とりまとめ（2011年2月）

- 託送供給により生じた乖離額（超過利潤）の用途については、託送供給実施者自らの説明責任の下で自由に決定すべきものであるものの、託送供給のより公正な運用を促進し、また、託送供給依頼者に対してより納得感のあるものとするためには、託送供給実施者の選択肢をある程度担保しつつ、その用途を明確化して、限定することが適当である。
- 具体的には、①競争環境整備を図る観点からの託送供給料金引下げ原資、②インフラ整備を促進する観点からの託送供給関連設備投資原資、のいずれかに充当することが適当である。
- 超過利潤の用途の管理手法としては、託送供給実施者自らが、トリガー要件として用いる超過利潤累積額の一部を内部留保相当額として整理し、これを毎年度管理することとし、託送収支計算書の作成・公表に併せ、「内部留保相当額管理表」の作成・公表を義務付けることが適当である。

②届出上限値方式に基づく料金引下げ原資の還元及び対応方針（案）

- 前述の②について、ガス託送料金の値下げ届出は、現行制度上、総括原価方式と届出上限値方式の選択制となっている。届出上限値方式は、総括原価方式のような洗い替えは行わず、経営効率化等による費用減の一部を、事業者が自ら設定する料金引下げ原資に充てる方法である。
- 制度の趣旨は、託送料金原価の適正性が十分に担保されている状況であれば、総括原価方式に比べ簡易である同方式を通じ、料金値下げの機動性向上が図られることにある。
- しかしながら、これまで本会合で事後評価を行ってきたとおり、新制度に基づく各社の託送料金（2017年4月実施）については、一部の事業者で、当時の査定に限り認められた原価算定方式が適用された費用項目において、「実績費用と想定原価との大きなずれ」が確認されており、本来制度が前提としていた状況に必ずしも当てはまらないケースがありうる。
- こうした事業者の超過利潤が一定水準を超過した場合、原価を速やかに実態に合わせる観点から、まずは、「総括原価方式での値下げ」を行う必要性が高いと考えられるのではないかと^{※1}。
- 以上を踏まえ、新制度に基づく託送料金（2017年4月実施）の認可を受けた事業者で、超過利潤が一定水準を超過した者については、次に料金値下げ届出を行おうとする場合、選択制ではなく、総括原価方式で行わなければならない旨の制度的措置を速やかに講じるべきではないかと^{※2}。

※ 1 超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者が期限までに値下げ届出を行わず、実際に変更命令が発動された場合は、変更認可申請となるため、いずれにせよ届出上限値方式は選択できないこととなる。

※ 2 一度総括原価方式によって値下げ届出（あるいは値上げ認可申請）を行った後は、託送料金原価は適正化されたと考えられることから、それ以降は、通常のルールに基づき、総括原価方式と届出上限値方式の選択制を認めることが望ましいのではないかと。

(参考) ガス事業託送供給約款料金算定規則関連条文

ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成29年経済産業省令第22号）

（減少事業報酬額の算定）

第十条 一般ガス導管事業者（法第四十八条第一項ただし書の承認を受けた一般ガス導管事業者であつて法第四十九第一項の規定による届出を行っていないもの及び託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の**当期内部留保相当額**（当該額が零を下回る場合にあっては、零。以下この章において「当期内部留保相当額」という。）と託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の**還元義務額残高の合計額が零の一般ガス導管事業者を除く。**）は、**減少事業報酬額を算定し、様式第五第三表を作成しなければならない。**

2 減少事業報酬額は、次項の規定により前項に規定する一般ガス導管事業者が定める**還元額**に第四項の規定により算定される**内部留保相当額控除額を加えた額とする。**

3・4 （略）

（届出上限値方式による届出託送供給約款料金原価等の算定）

第十八条 届出上限値方式により託送供給約款届出料金を算定しようとする届出事業者は、**効率化成果等**（届出事業者が原資算定期間における経営の効率化等によって生じることが見込まれる費用の削減額を見積もった額をいう。以下同じ。）**を料金引下げ原資**（原価等の引下げのための原資をいう。以下同じ。）と財務体質強化原資（届出事業者の財務体質を強化するための原資をいう。以下同じ。）**に配分しなければならない。**この場合において、配分の比率は当該届出事業者の経営判断に基づき任意に設定することができる。

2 （略）

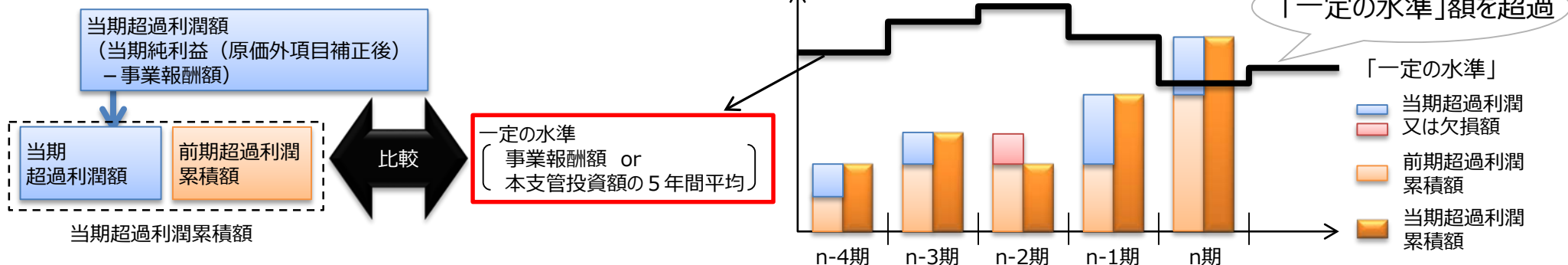
3 第一項の**届出事業者は、**同項の規定により算定した**料金引下げ原資**に前項において準用する第十条第二項の規定により算定した**減少事業報酬額を加えた額を、託送供給約款料金引下げ原資として、様式第八第一表に整理しなければならない。**

4 （略）

(参考) ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

- 2018年度託送収支にて一定水準額を超過した場合、原則として、翌事業年度の開始の日までに料金改定の届出が行われない場合には、変更命令が発動される。

<ストック管理方式>

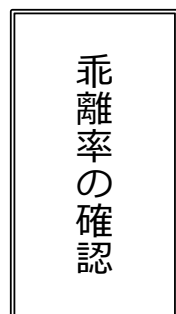


当期超過利潤累積額が、「一定の水準」額を超過した場合、経済産業大臣が託送供給約款の**変更命令を発動** (※1)

(※1) n年度の当期超過利潤累積額が一定の水準額を超過した場合は、n+2年度の開始日までに値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。
ただし、直近の料金改定から3年を経過していない場合は、当該3年を経過する日までに値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動 (n+1年度にも一定水準を超過した場合を除く)。

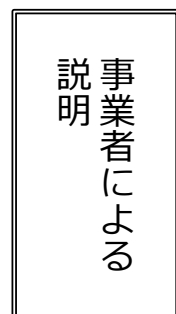
<フロー管理方式>

【STEP 1】



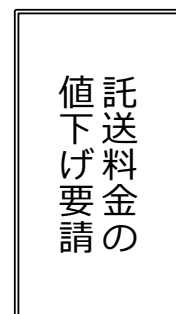
想定単価と実績単価を比較した乖離率を確認し、これが一定の比率を超えている場合にはSTEP 2へ

【STEP 2】



現行の託送料金水準維持の妥当性に関して事業者に対して説明を求め、合理性が認められないと国が判断した場合にはSTEP 3へ

【STEP 3】



一定の乖離率 (マイナス5%) を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合には、変更命令を発動 (※2)

変更命令の
発動

(※2) 原価算定期間 (原則3年) が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。 11

(参考) ガスの託送収支における「一定水準額」について

- ガス事業託送供給収支計算規則において、「一定水準額」は、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかの額とすると規定されている。

総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会中間とりまとめ（2011年2月）

I 託送供給制度

3. 託送供給約款変更命令発動基準の見直し

(2) 変更命令発動基準（トリガー要件）の明確化

（中略）

「一定の水準」については、基本的には、例えば、毎期の託送供給関連設備投資額のうち本支管投資額の過去5年平均の値（以下「託送投資額相当」という。）とすることが考えられる。これにより、託送供給実施者の積極的な設備投資が期待され、輸送導管等インフラ整備の促進（「設備投資インセンティブ」の確保）につながるものと考えられる。

（中略）

なお、「一定の水準」に設備投資インセンティブを求める際には、インフラ整備の促進効果を期待する一方で、過剰な設備投資を招かないよう配慮することが必要であり、託送供給実施者が当面の導管設備投資計画を有していないときにまで「一定の水準」を託送投資額相当とした場合には、当該託送供給実施者は過剰な設備投資を行うことも否定できず、結果として資産の最適利用を阻害することとなる。こうした場合には、例えば、「一定の水準」を事業報酬額相当（例えば、期末の固定資産帳簿価額に事業報酬率を乗じたもの）とすることができるとすることが適当である。

昨年度の事後評価のフォローアップ（大きな超過利潤が発生した事業者）①

- 昨年度の事後評価において大きな超過利潤が発生した事業者について、フォローアップを実施したところ、超過利潤の発生状況が変化し、方針が変更された事業者が一部あったものの、2018年度収支でも大きな超過利潤が継続した事業者については、基本的には2020年4月からの料金改定を自主的に実施する予定であるとの回答があった。
- 今後、託送供給約款の変更（料金値下げ）の届出についてフォローアップしていく。

事業者名	H29年度 営業収 益に対 する当 期超過 利潤の	超過利潤の見通し	昨年度事後評価における事業者の方針	H30年度 営業収 益に対 する当 期超過 利潤の	今年度事後評価におけるフォローアップ結果
魚沼市	37.8%	一定水準を超過しているため、料金改定が必要	2020年4月1日までに料金改定を行う。前倒し実施については明言できない。	39.3%	2020年4月に料金改定を実施する予定。
下仁田町	32.8%	一定水準を超過しているため、料金改定が必要	・2019年4月1日に東海ガスへガス事業の譲渡を行い、下仁田町はガス事業を廃止する。 ・東海ガスは、2019年9月を目途に原価洗い替えを行い、2019年10月1日付で料金改定を実施予定。	-	・2019年4月1日に東海ガスへガス事業の譲渡。 ・東海ガスにて2020年4月に下仁田地区の料金改定を実施予定。
長南町	30.7%	継続する可能性が高い	2020年4月に料金改定を実施する予定。	27.8%	2020年4月に料金改定を実施。
瀬戸内パイプライン	11.2%	継続する可能性が高い	・2018年4月1日より事業者間精算契約を変更しており値下げを実施済み。 ・2019年4月1日までに約款を作成予定。その後、2020年4月実施をめぐり、料金改定を行う予定。	-1.3%	2020年4月実施をめぐり、料金改定を行う予定。
苫小牧ガス	15.2%	継続する可能性が高い	2020年4月1日に料金改定を実施する予定。	15.0%	2020年4月1日に料金改定を実施する予定。
小千谷市	14.4%	継続する可能性が高い	料金改定の前段に、今年度の実績等を踏まえて民営化についての内部検討が必要であり、現段階で料金改定見直しは優先順位が低い。	8.1%	引き続き民営化を検討中。
国分隼人ガス	12.5%	継続する可能性が高い	2020年4月実施予定の料金改定を検討している。	-19.8%	2018年度は、超過利潤額がマイナスとなり、現状、供給量も減少していることから、今後の方針については、今年度収支の見直しを確認したうえで見極めたい。
仙南ガス	11.4%	一定水準を超過しているため、料金改定が必要	2020年4月までに料金改定を実施する。	8.3%	2020年4月までに料金改定を実施する。
東日本ガス	10.8%	継続する可能性が高い	料金改定の検討を2020年7月に開始し、9月までに結論を得る。	5.5%	料金改定の検討を2020年7月に開始し、9月までに結論を得る。
宮崎ガス	10.2%	一過性である可能性がある	2018年度の実績が確定した後、料金の見直しを行うかどうか検討する。	-2.0%	今後大幅な収益増加は見込めないと想定しているため、料金改定は行わず今後の推移を見守り判断を行う。
松栄ガス	9.1%	継続する可能性が高い	2020年4月に料金改定を実施する予定。	8.9%	2020年4月に料金改定を実施する予定。

昨年度の事後評価のフォローアップ（大きな超過利潤が発生した事業者）②

- 昨年度の事後評価において大きな超過利潤が発生した事業者について、フォローアップを実施したところ、超過利潤の発生状況が変化し、方針が変更された事業者が一部あったものの、2018年度収支でも大きな超過利潤が継続した事業者については、基本的には2020年4月からの料金改定を自主的に実施する予定であるとの回答があった。
- 今後、託送供給約款の変更（料金値下げ）の届出についてフォローアップしていく。

事業者名	H29年度 営業収 益に対 する当 期超過 利潤の	超過利潤の見通し	昨年度事後評価における事業者の方針	H30年度 営業収 益に対 する当 期超過 利潤の	今年度事後評価におけるフォローアップ結果
庄内中部ガス	9.0%	継続する可能性が高い	2020年4月に料金改定を実施する予定。	10.2%	2020年4月に料金改定を実施する予定。
由利本荘市	9.0%	継続する可能性が高い	料金改定の予定、検討の予定はない。	5.7%	来年度の状況をみてから料金改定について検討。
白子町	8.9%	継続する可能性が高い	2020年4月に料金改定を実施する予定。	1.2%	料金原価算定期間終了までに料金改定の有無を検討。
北日本ガス	7.9%	継続する可能性が高い	2020年4月に料金改定を実施する予定。	12.0%	改定基準となる料金原価算定期間終了時（2020年3月）の超過利潤と一定水準額を勘案したうえで、料金改定について検討を開始する予定。
上越市	7.7%	継続する可能性が高い	2020年4月に料金改定を実施する予定。	5.4%	2020年4月に料金改定を実施。
筑紫ガス	7.3%	継続する可能性が高い	2020年4月までの料金改定の実施を想定。	-2.6%	2018年度は、販売量も減り、超過利潤額も減少しており、今後も同様の傾向であると思われる。今後は、最新の収支状況を確認しつつ、対応していく方針。
小田原ガス	6.4%	継続する可能性が高い	2020年4月に料金改定を実施する予定。	2.4%	平成30年度営業収益に対する当期超過利潤の比率は2.4%であり、令和元年度も同水準になる見込みのため、料金原価算定期間終了後に料金改定を行うかどうかを検討。
栃木ガス	6.2%	一過性である可能性がある	収益が減少する予測であることから、今後の需要動向を見極め、料金改定の判断を行う。	-0.7%	収益が減少する予測であることから、今後の需要動向を見極め、料金改定の判断を行う。
鳥栖ガス	5.6%	継続する可能性が高い	料金原価算定期間終了時（2020年3月）に料金改定を行うかどうかを検討。	-6.1%	料金原価算定期間終了時（2020年3月）に料金改定を行うかどうかを検討。
北海道ガス	5.4%	一過性である可能性がある	2020年4月に料金改定を実施する予定。	1.5%	2019年度の託送収支実績を踏まえて、今後の方針を決定していく予定。
筑後ガス圧送	5.0%	一定水準を超過しているため、料金改定が必要	2020年4月1日の料金改定の実施に向け、準備を進める。	6.5%	2020年4月1日の料金改定の実施に向け、準備を進めている。

資料の構成

1. 託送収支の状況

2. 追加的な分析・評価

(1) 需要開拓費の分析

(2) 二重導管離脱需要の分析

前回会合のご指摘事項について（需要開拓費の分析）

- 前回、需要開拓費の費用対効果の状況について確認すべきとのご意見をいただいた。
- ご指摘を踏まえ、需要開拓費の執行額とそれにより増加が見込まれる託送収入の費用対効果について分析を行った。

委員等からの主なご指摘事項

- 需要開拓費は、最後つじつまを合わせることができる費用であるため、想定との比較だけでは評価は難しい。どれだけの費用をつかって、どれだけ需要開拓できたか、費用対効果の説明を求めるべきではないか。（華表委員）
- 需要開拓費というのは、実際に使ってもコストパフォーマンスが悪いので使うのはやめましたというのはとても合理的なことで、次のラウンドの時にはそのコストは乗せないということは元々制度が予定していたことなので、その場合料金をタイムリーに下げてくれということだと思う。逆にたくさん使ったところは、それだけ使って本当に需要が開拓できて、結果として託送需要が大きくなったのかを、厳しく追及されるということになる。将来的に託送料金が下がることを見込んで、今の費用を認めているということ。（松村委員）

(1) 需要開拓費の分析

- 需要開拓費は、第26回ガスシステム改革小委員会において、「ガス導管事業者が得る託送料金収入は増加することとなるため、その一部を需要開拓を行ったガス小売事業者に対して還元する（実質的な託送料金の割引）」、「需要開拓により見込まれる5年間の託送料金収入増加額の1/2に相当する額を託送料金原価に織り込むことを認める」と整理された。
- これらの整理を踏まえ、5年間の託送料金収入増加見込額が、需要開拓費執行額の2倍以上であれば当初期待された費用対効果が達成されていると評価できるとし、需要開拓費を執行した7社に対し、需要開拓費の原価算入時に期待された費用対効果が達成されているかを分析したところ、各社とも、5年間の託送料金収入増加見込額は、需要開拓費執行額の2倍以上となっていた。
- 引き続き、制度に基づき、超過利潤の発生状況について事後評価を行っていく。

需要開拓費の執行額3年合計（2017年度～2019年度）と需要開拓費支払物件の5年間の託送料金収入増加見込額の比較

	執行額3年合計 (2017年度～2019年度) (千円) (a)	需要開拓費支払対象物件の 5年間の託送料金収入増加見込額 (千円) (b)	費用対効果 (2倍以上であれば当初の費用対効果 を達成) (b)/(a)
東京ガス（3地区合計）	8,391,216	20,572,260	2.45
東邦ガス	2,016,898	9,006,539	4.47
大阪ガス	6,697,187	17,719,855	2.65
北海道ガス	1,361,316	2,862,135	2.10
武陽ガス	18,046	51,320	2.84
鷺宮ガス	44,551	96,810	2.17
水島ガス	34,270	78,645	2.29

※ 2019年度実施、2020年度の実績見込みの案件も含む（期ずれを補正）。

※ 需要開拓費支払物件により見込まれる5年間の託送料金収入増加額は、各社の試算による。

（試算例：想定託送量（メーター毎の平均使用量、実績値等）×託送単価（平均、料金表への当てはめ等））

3 需要調査・需要開拓費について

- ガス導管事業者は、**年間開発ガス量（年間販売量）**をベースとした**需要開拓に係る手数料を設定・公表**することとなるが、**どの程度の費用を託送料金原価に織り込むことを認めるか**が論点。
- この点、ガス導管事業者から委託を受けたガス小売事業者が**需要開拓を行った結果、都市ガス導管網の整備や、その効率性向上が進む**などして、**ガス導管事業者が得る託送料金収入は増加することとなるため、その一部を需要開拓を行ったガス小売事業者に対して還元**することとしてはどうか（実質的な託送料金の割引）。
- 具体的には、**ガス導管事業者が託送料金を算定するに当たっては、ガス事業法上、国に届け出ることが義務付けられている供給計画における需要想定を勘案することとなる**ところ、供給計画の期間も参考として、**需要開拓により見込まれる5年間の託送料金収入増加額の1／2に相当する額を託送料金原価に織り込むことを認めることとし、ガス導管事業者は、この原価を基に、需要開拓手数料を設定することとしてはどうか。**

(注) 上記のガス導管事業者は、需要開拓による導管効率性の向上という恩恵を受けることとなり、結果として託送料金収入も増加することが想定されるが、利潤が必要以上に積み上がっていないか、必要な料金値下げを行っているかなど、事後規制については、引き続き厳格に行っていく。

需要開拓手数料価格表のイメージ

➤ ガス導管事業者は、年間ガス使用量を基に、需要開拓手数料価格表を設定。

年間ガス使用量	～〇m ³	〇～〇m ³	〇～〇m ³	〇～〇m ³	〇～〇m ³	〇m ³ ～
支払単価	■円/戸	■円/戸	■円/戸	■円/戸	■円/戸	■円/戸
対象戸数	▲戸	▲戸	▲戸	▲戸	▲戸	▲戸
支払額	■×▲円	■×▲円	■×▲円	■×▲円	■×▲円	■×▲円

前回会合のご指摘事項について（二重導管離脱需要の分析）

- 前回、二重導管離脱需要について、申請時の想定と実績との比較データと、その乖離理由についてガス導管事業者から聴取すべきとのご意見をいただいたため、改めてデータと聴取結果を整理した。

委員等からの主なご指摘事項

- 二重導管離脱需要について、ガス導管事業者は、ガスの販売のプロとして、この程度離脱しそうだという想定に基づき、申請の値を出した。
- ガスのプロが出してきたものと実績値を見て、もし乖離があれば、今後ガス会社から何か出てきたときに、どのように査定や審査をする必要があるかを検討する基礎データとして、申請時の想定と実績との比較を示してほしい。
- その乖離の理由については、ガス導管事業者に聞くべき。（松村委員）

(2) 二重導管離脱需要の分析

- 二重導管規制緩和等による離脱量を原価算定時の需要想定に織り込んでいた事業者に対して、申請時想定と実績の乖離理由を聴取したところ下記の通り回答があった。
- 今後の料金審査においては、改めて、適切な想定に基づく申請を求めていく。

二重導管規制緩和等による離脱量の申請時想定、査定後想定、実績

	申請時 3年合計想定 (億m ³)	査定後 3年合計想定 (億m ³)	3年合計実績 (億m ³)	2017年度実績 (億m ³)	2018年度実績 (億m ³)	2019年度実績 見込み(億m ³)
東京ガス	14.64	2.00	1.50	—	—	1.50
申請と実績の乖離理由： ● 湾岸エリア産業用需要約40件のうち、他社の未熟調導管に近接し容易に離脱状態にある需要家で離脱リスクの高い3件について、申請時に離脱需要として想定を行いました。 ● 脱落時期については、他社の未熟調導管の託送料金の方が当社の託送料金と比較し一般的に安価であること、および申請時に原価算定期間の終了までに契約更新がなされるか不明であったことから、2017年度から脱落する想定としました。 ● 申請当時、他ガス事業者がガス販売を大幅に拡大する計画が公表されていたことから、未熟調導管供給による離脱需要が発生する可能性も踏まえて想定を行ったものです。 ● 今後の申請時の想定については、脱落時期の算定方法を見直し、今後は適正な想定に努めてまいります。						
東邦ガス	2.27	1.52	—	—	—	—
申請と実績の乖離理由： ● 申請時は、当社よりも発電用の特定ガス導管のほうが価格面で競争力がある一方、ガス設備への知見がある当社の強みがお客さまにどこまで評価いただけるか不確定な要素もあったことから、離脱上限4.5%の半分程度にあたる2%を原価算定期間における平均離脱量として、毎年1%ずつ段階的に離脱量が増加するように想定し、原価を申請しました。 ● 次回の料金改定においては、その時点での状況を踏まえて適切に原価へ反映いたします。						

※ 「-」は実績なし

※ 大阪ガスは、2019年3月29日実施の託送料金値下げ届出の際の需要想定に2019年度の離脱実績を織り込んだ。2016年度の原価算定時の需要想定には織り込んでいない。